

# つがる西北五広域連合監査委員処務規程

平成29年3月1日  
訓 令 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除き、監査委員の事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の協議に付する事項)

第2条 監査委員の協議に付する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 法令に定める監査委員の監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の実施計画及び執行に関する事項
- (2) 監査等の結果の報告、通知、公表等に関する事項
- (3) 規程及び監査基準の制定改廃に関する事項
- (4) その他監査委員が必要と認める事項

(職務等)

第3条 監査委員の事務を補助させるため、書記長及び書記を置く。

- 2 書記長は、書記の中から代表監査委員が任命する。
- 3 書記長は、監査委員の命を受け、監査委員の事務を掌理し、書記を監督する。
- 4 書記は、上司の命を受け、監査委員の事務を処理する。

(専決事項)

第4条 書記長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 監査資料の収集及び調査に関すること。
- (3) 職員の事務分担に関すること。
- (4) 軽易な報告、回答等に関すること。
- (5) 公文書の開示請求に対する決定に関すること。
- (6) 保有個人情報に係る諸請求に対する決定に関すること。
- (7) その他軽易な事務に関すること。

(文書の例式等)

第5条 この規程に定めるもののほか、監査委員が管理する文書に関して必要な事項は、つがる西北五広域連合文書管理規程(平成23年つがる西北五広域連合訓令第2号)の例による。

- 2 公示文書及び令達文書の例式は、別表第1のとおりとする。
- 3 達及び指令記号並びに一般文書の収発記号は、別表第2のとおりとする。

(公印)

第6条 この規程に定めるもののほか、監査委員の公印に関して必要な事項は、つがる西北五広域連合公印規則(平成11年つがる西北五広域連合規則第3号)の例による。

- 2 監査委員の公印は、別表第3のとおりとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、監査委員の処務及び職員の服務に関して必要な事項は、広域連合長が定める規則、告示、訓令の例による。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

監査委員告示

ア 規程形式でない場合

つがる西北五広域連合監査委員告示第 号  
何々により告示する。  
何年何月何日  
つがる西北五広域連合代表監査委員 氏名記名押印  
何々（記事）

イ 規程形式の場合

つがる西北五広域連合監査委員告示第 号  
何々規程（何々規程の一部を改正する規程）を次のように定める。  
何年何月何日  
つがる西北五広域連合代表監査委員 氏名記名押印  
何々規程（何々規程の一部を改正する規程）  
本則  
附 則  
この規程は、何年何月何日（告示の日）から施行する。

公告

何々（件名）  
何々により公告する。  
何年何月何日  
つがる西北五広域連合代表監査委員 氏名記名押印  
何々（記事）

監査委員訓令

ア 規程形式でない場合

つがる西北五広域連合監査委員訓令第 号  
何々を次のように定める。  
何年何月何日  
つがる西北五広域連合代表監査委員 氏名記名押印  
何々（記事）

イ 規程形式の場合

つがる西北五広域連合監査委員訓令第 号  
受訓先  
何々規程（何々規程の一部を改正する訓令）を次のように定める。  
何年何月何日  
つがる西北五広域連合代表監査委員 氏名記名押印  
何々規程（何々規程の一部を改正する訓令）

本則  
 附 則  
 この訓令は、何年何月何日（公表の日）から施行する。

達

つ監委達第 号  
何年何月何日

住所  
 氏名（法人名）  
 つがる西北五広域連合代表監査委員 氏名記名押印  
 （達を発すべき行政処分の件名）  
 何々により何々を命じる。  
 教示（不服申立てができる行政処分の場合）

指令

つ監委指令第 号  
何年何月何日

住所  
 氏名（法人名）  
 つがる西北五広域連合代表監査委員 氏名記名押印  
 （指令を発すべき行政処分の件名）  
 何年何月何日付けで申請のあった何々について、何々の規定により許可  
 （認可その他の行政処分名）する。（しない。）  
 理由 何々（求められた許認可等を拒否する場合）  
 教示（不服申立てができる行政処分の場合）

別表第 2（第 5 条関係）

達記号

つ監委達

指令記号

つ監委指令

収発記号

つ監委発（収）

別表第 3（第 6 条関係）

公印の名称	字句	形状寸法	個数	保管責任者	使用区分
広域連合監査 委員職印	つがる西北五広域 連合監査委員之印	正方形 1 8 mm	1	書記長	監査委員名 による公文 書
広域連合代表 監査委員職印	つがる西北五広域 連合代表監査委員 之印	正方形 1 8 mm	1	書記長	辞令及び代 表監査委員 名による公 文書